

知の事であるが、深くその内容に立入つた批評は余の知る限りに於ては從來深くも試みられなかつたやうである。思ふにこれは極めて尊重さるべき性質の書であるに拘はらず、その特種の文體用語などの爲に、寧ろ研究者から閑却され、四庫總目の如きにも、「乃吏胥鈔記之條格。不可<sub>ミ</sub>以資<sub>ニ</sub>考證」とまで酷評されねばならぬやうな有様であつたが爲であらう。この書の本來讀解し難いものであることは言ふまでも無いが、併しながら現行本の讀解に困難なるは、その上に多くの文字の訛奪や錯簡を有して居るに基因することも決して少くない。余は從來この書を繙くごとに、必ずその中にこれ等の缺點が存すべきことを推知して居つたのであるが、如何にせん他に傳鈔本を見るを得ない現情に於ては、積極的にこの點をすべて明らかにすべき方法は無かつたのである。然るに今こゝに影印せられた永樂大典卷之一萬九千四百二十四には元典章の站赤目の大部を收録して居るのであつて、これを現行本と比較し得るのは甚だ幸である。余は仔細にこれが比較を試みた結果、兩者の間に相違の存する所少からざるを知つた。第一に體裁上に於ける著しい相違は、現行本の站赤の目に屬する所と、これに相應する大典本の十枚右五行以上の所との間に存する。現行本には僅かに六子目一體裁の上からは五つに過ぎぬけれども、實は三枚左三行目の「拯治站赤」は別の子目で、以下四枚左二行目まではそれに屬すべきものなること下に述べるが如くである——を立てゝ居るに過ぎないので、大典本には十五子目がこの間に配せられて居る。尤も差數九目中の多くは現行本が他の目中に收めて居る所であるが、然も「站戸不便」(三枚右より七枚右)、「投下起給鋪馬例」(六枚左)、「禁走驟鋪馬」(六枚左より八枚右)の重要にして且つ長い記事は現行本にはどの目中にも收録されてゐないものである。現行本の冒頭に置かれてある斷罪例の如きも、大典本には「結攬站赤」の後に附して、かゝる處分が如何にし